

重要事項

(ご案内及びサービスについて)

(ご案内)

1. 施設の概要

①施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 ロイヤルケアセンター
・開設年月日	平成 10 年 1 月 12 日
・所在地	徳島県阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上 55-1
・電話番号	0884-24-8828
・ファックス番号	0884-24-8821
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 (3651380440号)

②介護老人保健施設の目的と運営方針

(目的)

ロイヤルケアセンターは、看護・医学的管理下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活のお世話などのサービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになりますし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的としています。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行います。

(運営方針)

ロイヤルケアセンターは、法の基本的理念に基づき、利用者の特性をよく理解し慈愛と奉仕と親和を持って運営し、常に施設の環境整備に努め、利用者の生活の安定と福祉の増進をはかるものとする。

③施設職員の体制

施設長	1名 (通所と兼務)
医 師	2名 (通所と兼務)
看護師	9名
介護職員	23名
支援相談員	1名
理学・作業療法士	2名 (通所と兼務)
管理栄養士・栄養士	1名
調理員	4名
事務員	2名
介護支援専門員	1名

④入所定員	定員	95名
	個室	23室
	2人部屋	36室

2. 利用料金について *別途資料もご参照ください

①基本料金（介護保険負担割合証に記載される利用者負担の割合を基に、介護サービスの費用徴収を行います）

- ・施設サービス費：介護保険制度では要介護度と部屋の種類によって料金が異なります

要介護度	個室（在宅強化型）	多床室（在宅強化型）
要支援1	632単位／日	672単位／日
要支援2	778単位／日	834単位／日
要介護1	819単位／日	902単位／日
要介護2	893単位／日	979単位／日
要介護3	958単位／日	1044単位／日
要介護4	1017単位／日	1102単位／日
要介護5	1074単位／日	1161単位／日

要介護度	個室（基本型）	多床室（基本型）
要支援1	579単位／日	613単位／日
要支援2	726単位／日	774単位／日
要介護1	753単位／日	830単位／日
要介護2	801単位／日	880単位／日
要介護3	864単位／日	944単位／日
要介護4	918単位／日	997単位／日
要介護5	971単位／日	1052単位／日

要介護度	個室（特別）	多床室（特別）
要支援1	566単位／日	601単位／日
要支援2	711単位／日	758単位／日
要介護1	738単位／日	813単位／日
要介護2	784単位／日	863単位／日
要介護3	848単位／日	925単位／日
要介護4	901単位／日	977単位／日
要介護5	953単位／日	1031単位／日

②送迎

片道 184単位 (往復368単位)

③居住費

個室利用 の1日あたりの金額 1728円
多床室利用の1日あたりの金額 437円

*ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担額が1日にお支払い頂く居住費です

④食 費

1日あたり金額 1450円 (内訳:朝食400円、昼食550円、夕食500円)

⑤リハビリテーション加算

項目	金額／日	簡単な内容説明
個別リハビリテーション加算	240単位／日	個別にリハビリテーションを行った

⑥栄養管理についての加算

項目	金額／日	簡単な内容説明
療養食加算	8単位／回	医師の指示により提供される食事のこと

⑦介護職員処遇改善加算

項目	金額／日	簡単な内容説明
介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数の7.5%を加算	介護の質向上の為の加算
介護職員等処遇改善加算（II）	所定単位数の7.1%を加算	介護の質向上の為の加算
介護職員等処遇改善加算（III）	所定単位数の5.4%を加算	介護の質向上の為の加算
介護職員等処遇改善加算（IV）	所定単位数の4.4%を加算	介護の質向上の為の加算
介護職員等処遇改善加算（V）	所定単位数の 2.3~6.7%を加算	介護の質向上の為の加算

※上記加算は施設の体制により、異なります。

※その他の加算について

夜勤職員配置加算	24単位／日
若年性認知症利用者受入加算	120単位／日
認知症行動心理症状緊急対応加算	200単位／日（入所日から7日を上限）
緊急短期入所受入加算	90単位／日（入所日から7日を上限）
サービス提供体制加算（I）	22単位／日
サービス提供体制加算（II）	18単位／日
サービス提供体制加算（III）	6単位／日

※上記加算は、施設の体制により異なります。

⑧その他の料金について

・理美容代	実 費
・電気器具持ち込み料1点につき	50円／日
・洗濯代金	100円／日
・健康管理費（例 インフルエンザ予防接種ワクチン代など）	実 費
＊オシメ・尿とりパッド等の料金は不要です	

3. 利用料金のお支払い方法について

- ・利用料は退所時に計算し、請求書を送付又は手渡しさせていただきます。
- ・お支払いは1階事務所にてお支払い下さい。また、銀行振り込みも受け付けておりますが、振込み手数料につきましてはご負担をお願いします。
- ・事務所営業時間：→午前9時00分から午後5時00分まで

4. 入所時の手続きについて

- ①契約書及び連絡先確認名簿の提出
 - ・利用者本人と契約者（保証人）の印鑑が必要です。（本人と保証人それぞれの印鑑が必要）
入所中に記載事項の変更があった場合にはすみやかにご連絡下さい。
- ②介護保険証・後期高齢者医療被保険者証もしくは健康保険証を提示してください。
 - ・入所時には必ず事務所にて各保険証を提示してください。
 - ・入所中に保険証類に何か変更があった場合は、必ず新しいものを提示してください。

5. 面会について

- ・面会時間 →午前8時30分から午後6時30分まで
面会の際には玄関カウンターにある、面会者名簿へのご記入のご協力をお願いいたします。

6. 外出について

- ・外出時は「外出許可届」の記入をお願いいたします。また、施設から出るときと戻ったときは職員まで声をかけてください。施設に戻る時間等に変更が生じた場合は施設までご連絡ください。

7. おこづかい及び持ち物について

- ①金銭の持ち込みは必ず職員までご相談下さい。盗難・紛失等のトラブルを避けるためおこづかいは事務所の金庫にてお預かりできますので、居室や身のまわりに金銭を保管することは控えて頂いております。また、貴金属・多額の現金・通帳・カード類等の貴重品は持込を禁止しております。
- ②ご相談なしに持ち込まれた金品につきましては、万一のことがございましても、施設は責任が負えませんのでご了承ください。
- ③當時身につけているために職員が管理できないもの（めがね・腕時計など）は基本的に利用者本人の管理責任になりますので紛失されても施設は責任が負えませんので、ご了承ください。
- ④貴重品に限らなくとも、ご本人やご家族にとっての記念の品物で、紛失や破損すると他に代わりができないものにつきましては、持込をご遠慮いただくことがあります。

8. 入所時に必要なものについて *利用日数に応じてお持ち下さい

- ①普段着・パジャマ : 着慣れたもので、洗濯しても縮まないもの
- ②タオル・バスタオル : タオル、バスタオル
- ③下着・肌着・靴下 : 介助の必要な方はゴムのゆるめのもの
- ④洗面用具 : 歯ブラシ・歯磨き粉 *洗面器は必要ありません
- ⑤運動靴 : 転倒防止のためスリッパなどは避けてください
- ⑥ティッシュペーパー : 必要な方のみ
- ⑦コップ・やかん等 : われにくい素材のもの
- ⑧電器かみそり : 男性の方で利用中に必要な方のみ
- ⑨現在処方されている薬 : 薬の説明書もあればお持ちください
- ⑩かかりつけ医の紹介状 : 徳島ロイヤル病院がかかりつけ医の場合は結構です

【持ち物についてのお願い】

- *全てにお名前をフルネームで記入してください
- *洗濯機で洗濯しますので、なるべく縮まない素材のものにしてください
- *電器製品の持ち込みにつきましては、必ず申し出てください

9. 事故発生等の対処方法

- ①利用中に利用者に緊急事態が生じた場合、医師の医学的判断により対診が必要と認めた場合には、ご家族・契約者への連絡を行い協力医療機関での診療を依頼することができます。
- ②施設サービスの提供により、事故が発生した場合は家族・契約者・保険者等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ③施設サービスの提供により事故が発生し、利用者が損害を被った場合、不可抗力による場合を除き、利用者に対して損害を賠償します。
- ④万一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

10. 相談、苦情等窓口について

- 受付窓口担当者 施設長代理 : 岡本政成
受付時間 9時00分～17時00分
電話番号 0884-24-8828
*副施設長不在のときは主任、副主任がお伺いします
- ・徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課
- | | |
|---------------|-------------------|
| 介護サービス苦情処理委員会 | 電話番号 088-665-7205 |
| ・阿南市 介護ながいき課 | 電話番号 0884-22-1793 |
| ・小松島市 介護福祉課 | 電話番号 0885-32-3507 |

(サービスについて)

1. ケアプラン（サービス計画）について

当施設は、家庭生活の継続を目標に、利用者的心身の日常生活を営むためにそれぞれの方に応じた状態に維持・向上できるように施設サービス計画を作成します。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、利用者及び契約者のご希望を十分に取り入れて作成し、計画の内容については同意を頂くようになっています。尚、利用期間が短い短期入所の場合はご本人又は保証人等からお伺いした情報の下で適切なサービスを提供いたします。

4日以上のご利用はケアプランを作成いたします。

①医療サービス：入院の必要のない程度の要支援1、要支援2、要介護者を対象としていますが、状態に照らして適切な医療・看護を提供します。

②介護サービス：施設サービス計画に基づいて実施しています。

③リハビリテーション：理学療法士・作業療法士による専門的なリハビリも行いますが、日常生活そのものがリハビリテーション効果を期待したものとして実施します。

④食事サービス：利用者の病状や身体の状態を考慮し、管理栄養士により作成される献立のもとで必要な栄養補給を考えた適切でおいしい食事を提供いたします。

また、ご希望のある方には栄養指導も行います。

食事の時間	朝食	8時から
	昼食	12時から
	夕食	18時から

⑤入浴サービス：身体状況に合わせた入浴方法を設けており、週に2回の入浴を行います。また、利用者の身体の状態に応じて、清拭またはシャワー浴に変更する場合があります。

⑥口腔ケアサービス：毎日口腔ケアを行います。

⑦相談援助：利用者の日常生活においてまたは在宅支援に向けての相談など個別に対応します。

⑧理容・美容：1ヶ月に1回以上行っています（料金が別途必要です）

2. サービス提供記録の開示について

利用者ご本人からのサービス提供に関する記録物の提示を求められた場合、円滑なサービスの利用の妨げにならないことを確認した上で、速やかに提示させていただきます。

3. 他機関、施設との連携

①協力医療機関：当施設では、下記の医療機関にご協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようになっています。

協力医療機関	名称 徳島ロイヤル病院 住所 小松島市中田町字新開 48番地
協力歯科医療機関	名称 島田歯科 住所 阿南市那賀川町赤池 165-6 名称 岩浅歯科 住所 阿南市日開野町西居内 426-2

②他科受診について： 他科受診の必要がある利用者の送迎はご家族でお願いいたします。なお、病状により職員の同伴を必要とする利用者につきましては、ご家族の付き添いのもと当施設より送迎いたします。

③外出・外泊時の医療：外出・外泊時において緊急に医療を必要とされる場合には時間帯に関わらず、施設までお電話いただけますようお願いいたします。

4. 利用にあたってのお願いと禁止事項

- ・食べ物の持ち込みにつきましては、食事制限されている方もいらっしゃいますので、職員にご相談ください。
(職員への相談なしに利用者間であげたりもらったりしないでください)
- ・生ものは食中毒予防のために、施設内への持ち込みができるだけお控えください。
- ・居室内に多額の現金、通帳・カード類の貴重品の持ち込みは紛失、盗難のトラブルを防止のため禁止しております。
- ・入所者の心身の状態によって、お部屋を替わっていただくこともありますので、ご協力のほどお願いいたします。
- ・施設内の飲酒、利用者間の貸し借り、物品の販売や宣伝は禁止しております。
- ・利用者に対して、または利用者間においての営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止しております。
- ・薬品、タバコ、ライター、マッチ、刃物、アルコールの持ち込みは禁止です。

多くの方に安心して生活を送っていただくために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※平成24年4月改正

平成26年4月1日一部改訂
平成27年4月1日一部改訂
平成27年8月1日一部改訂
平成29年4月1日一部改訂
平成30年4月1日一部改訂
平成31年4月1日一部改訂
令和元年5月1日一部改訂
令和元年10月1日一部改訂
令和2年6月1日一部改訂
令和3年4月1日一部改訂
令和3年8月1日一部改訂
令和4年10月1日一部改訂
令和5年11月1日一部改訂
令和6年4月1日一部改訂
令和6年6月1日一部改訂
令和6年8月1日一部改訂